

### 漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領

漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、協議及び情報共有を適切に行い、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、協議会の構成員の資格に関し次のように定める。

#### （構成員の資格）

第1条 次に掲げる基準に適合する者は、漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第3条第1号に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）の資格を得ることができる。

- 一 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関であって、運営要領第3条第2号に規定する構成員（以下「2号構成員」という。）のいずれかに直接又は間接に所属していること。
- 二 特定技能の在留資格に係る制度その他外国人の受入れを正しく理解していること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていること。
- 四 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。
- 六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第4号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
- 七 国内人材の確保に資する取組を行っていること。
- 八 生産性の向上に資する取組に努めていること。
- 九 特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たり、構成員間で紛争が生じた場合にあっては、その解決のため、当事者間において誠実に協議を行うこと。

2 次に掲げる基準に適合する者は、2号構成員の資格を得ることができる。

- 一 1号構成員を直接又は間接に構成員とする団体であること。
- 二 特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」をいう。）の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護が図られるよう、1号構成員に対する必要な指導及び助言を行うための体制（1号構成員が直接の構成員でない場合にあっては、当該直接の構成員等（各地域の連合会組織及びその傘下の漁業協同組合等）を活用した体制を含む。）を確保していること。
- 三 前項第2号から第4号まで及び第9号に規定する基準に適合していること。

- 3 次に掲げる基準に適合する者は、運営要領第3条第3号に規定する構成員（以下「3号構成員」という。）の資格を得ることができる。
- 一 漁業労働に精通している労働組合であること。
  - 二 漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談窓口の設置、共済事業の運営その他の特定技能外国人の保護を図るための体制を確保していること。
  - 三 第1項第2号から第4号まで及び第9号に規定する基準に適合していること。

（1号構成員の資格確認）

- 第2条 1号構成員になろうとする者は、2号構成員を経由して、協議会の共同事務局（一般社団法人大日本水産会をいう。以下同じ）に、前条第1項に規定する基準への適合を確認できる書類を添えて申請する。この場合において、1号構成員を直接の構成員としていない2号構成員は、当該直接の構成員等（各地域の連合会組織及びその傘下の漁業協同組合等）を経由して申請を受け付けることができる。
- 2 2号構成員は、前項の資格申請を受けたときは、1号構成員になろうとする者に対し、前条第2項第2号に規定する指導及び助言を行うことができることを確認のうえ、共同事務局に進達する。
- 3 共同事務局は、1号構成員になろうとする者が前条第1項に規定する基準に適合していることを確認する。
- 4 共同事務局は、1号構成員の資格確認に当たり、前条第1項に規定する基準への適合に疑義がある場合など必要があるときは、資格審査会を設置し、審査を行うものとする。
- 5 構成員は、共同事務局が行う資格確認のため、資格審査会への出席、資料の提出その他の必要な協力を行わなければならない。
- 6 共同事務局は、前条第1項に規定する基準に適合している1号構成員に対する資格証明書の交付に関する事務を行う。
- 7 1号構成員は、特定技能外国人を受け入れなくなったときは、構成員の資格を失う。更に、その旨を共同事務局に速やかに報告しなければならない。
- 8 協議会及び2号構成員が連絡をとることができない1号構成員は、その資格を失う。
- 9 共同事務局は、四半期毎に、協議会（運営要領第7条第1項に規定する幹事会を含む。）に1号構成員の資格状況を報告する。

（2号構成員等の資格確認）

- 第3条 2号構成員又は3号構成員になろうとする者は、協議会に資格を申請する。
- 2 協議会は、2号構成員又は3号構成員になろうとする者が、第1条第2項又は第3項に規定する基準に適合していることを確認する。

（資格の停止又は取消し）

- 第4条 前2条に定めるほか、運営要領第2条第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。

- 一 職権により、構成員の資格を確認する。
- 二 構成員が次に該当すると認められるときは、資格の停止、取り消しその他の必要な処分を行う。
  - イ 第1条に規定する基準に適合しないとき
  - ロ 不正の手段により構成員の資格を得たとき
  - ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき
  - ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせると認められる行為をしたとき
  - ホ 漁業における外国人受入れへの信用又は品位を貶める行為をしたとき
  - ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき
- 三 前項の処分を行うときは、当該処分の名あて人となるべき者の意見を聴くとともに、処分の理由を示す。